

第2章 防災組織

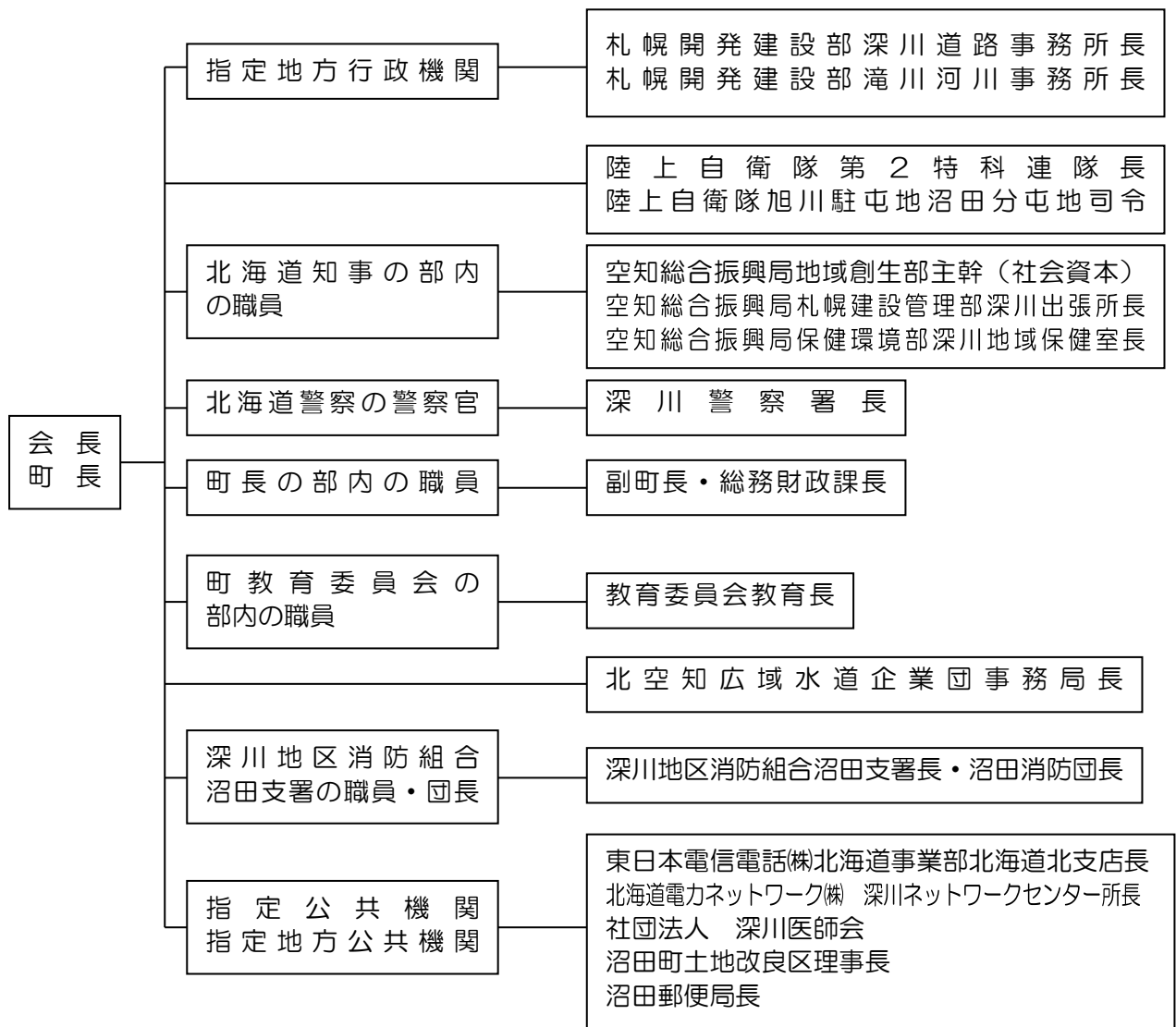
災害の予防、応急対策及び復旧等の防災活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織及びその運営等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

第1節 防災会議

町長を会長とし、沼田町防災会議条例第3条第5項に規定する者を委員として組織するものであり、その所掌事務は、本町における防災計画を作成しその実施を推進するとともに、災害情報の収集、機関相互間の連絡調整を行うものである。組織及び運営の概要は次のとおりである。

1 防災会議の組織



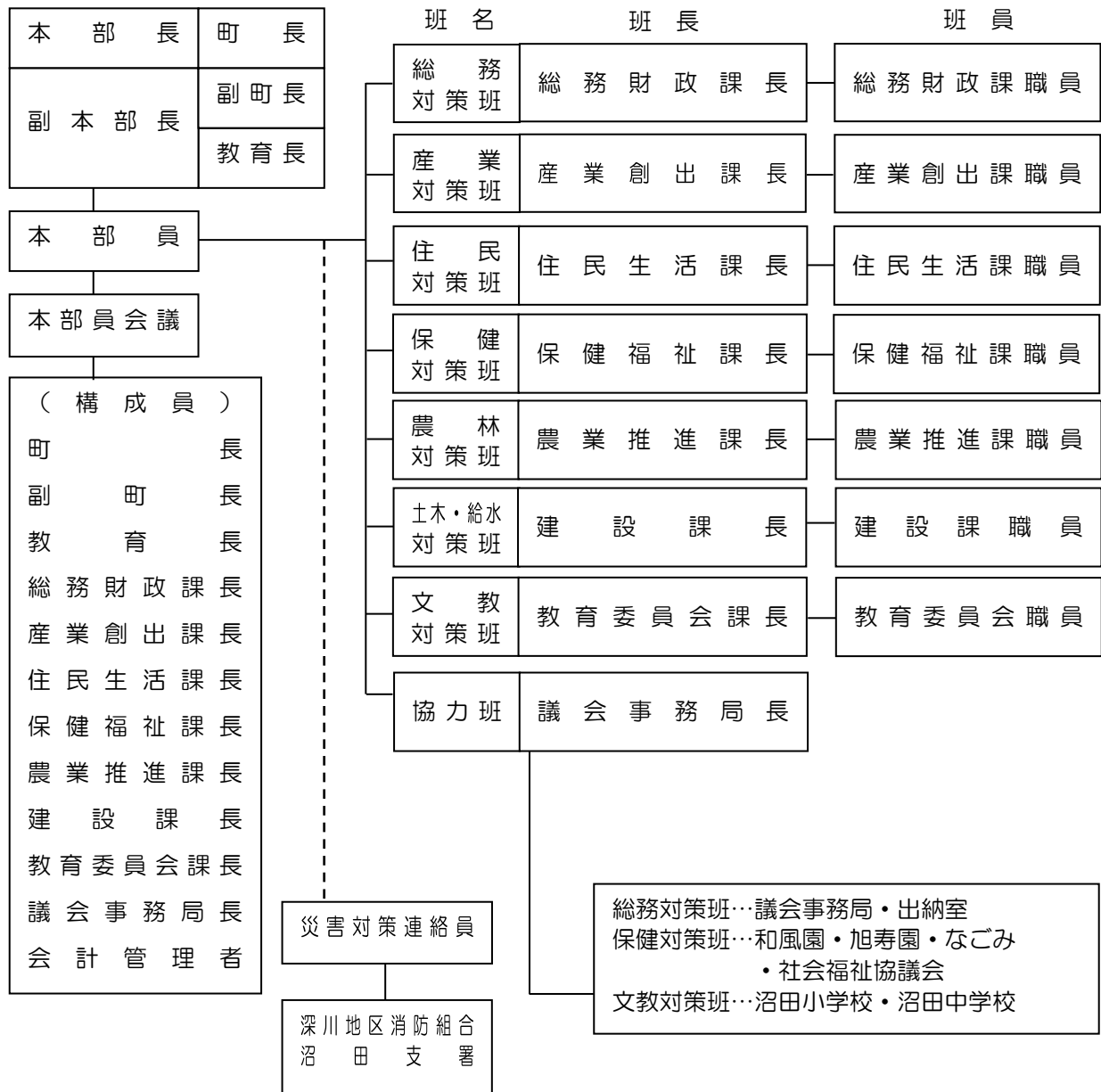
2 防災会議の運営

防災会議の運営は沼田町防災会議条例(昭和38年条例第1号)に定めるところによる。

第2節 災害対策本部

町長は区域内に災害が発生し又は発生する恐れがある場合で必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき災害対策本部を設置し強力に防災活動を推進するものとする。

1 災害対策本部



状況により、北海道・協定締結市町村並びに「第5章第20節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより自衛隊の派遣要請を行い、災害応急活動を推進するものとする。

2 災害対策本部の業務分担

災害対策本部の各班の業務分担は次のとおりとする。

[総務対策班]

課名	対 策 事 務
総務財政課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部設置に関すること。 2 災害対策本部の庶務に関すること。 3 防災会議に関すること。 4 災害情報の収集及び報告に関すること。 5 避難勧告・避難指示に関すること。 6 自衛隊の派遣要請に関すること。 7 応急救助及び復旧対策の調整に関すること。 8 災害広報資料及び災害写真等の収集・発表に関すること。 9 本部員会議及び班長会議に関すること。 10 各班の連絡調整に関すること。 11 職員の災害動員計画の作成及び実施に関すること。 12 災害通信に関すること。 13 予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の收受、伝達に関すること。 14 雨量・水位等の情報の収集、報告に関すること。 15 その他各班に属さないこと。 16 消防職団員の出動要請に関すること。 17 職員の安否確認に関すること。 18 一般的被害状況の調査に関すること。（人的被害・住宅、非住宅被害） 19 町有財産被害調査及び復旧に関すること。 20 応急救助費の支出及び予算、決算に関すること。 21 災害時の財政措置及び財政状況の把握に関すること。 22 災害復旧費用の一時繰替支弁に関すること。 23 災害住宅融資に関すること。 24 災害救助法の実施に関すること。

[産業対策班]

課名	対 策 事 務
産業創出課	<ol style="list-style-type: none"> 1 各避難所との連絡調整（開設の確認等）及び避難者の受け入れの確認に関すること。 2 災害区域視察に関すること。 3 災害時の現場写真の収集に関すること。 4 ボランティアの受入れに関すること。 5 災害時における労務者の雇上げ、その他労務供給に関すること。 6 災害時における物価・地代家賃等の値上がり抑制に関すること。 7 災害復旧労務者の雇上げ及び民間団体への協力依頼 8 被災商工業者の金融に関すること。 9 被災中小企業の振興に関すること。 10 被災企業の復旧対策に関すること。 11 商工関係被害調査に関すること。

[住民対策班]

課名	対 策 事 務
住民生活課	<ol style="list-style-type: none"> 1 死体の搬送・不明者の捜査及び収容処理・埋葬に関すること。 2 被災者の防疫（消毒）に関すること。 3 防疫（消毒）に要する薬品及び資材に関すること。 4 指定避難所等の衛生に関すること。 5 衛生施設の被害調査に関すること。 6 り災者相談所に関すること。 7 災害公営住宅に関すること。 8 被害に伴う税の減収見込額等の把握に関すること。 9 避難行動要支援者名簿の作成に関すること。

[保健対策班]

課名	対 策 事 務
保健福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉避難所（健康福祉総合センター）の開設に関すること。 2 被災者及び災害応急対策に従事している者等への炊き出し並びに給食に関すること。 3 防疫（予防注射）に関すること。 4 食糧の調達に関すること 5 生活必需品その他応急物資の調達配分に関すること。 6 救援及び見舞金品に関すること。 7 災害救助法による日本赤十字社の活動に関すること。 8 福祉施設の被害調査に関すること。 9 要配慮者（障がい者及び高齢者）の保健・福祉・医療に関すること。 10 被災避難者の医療及び助産に関すること。 11 医療に要する薬品及び資材の調達配分に関すること。

[農林対策班]

課名	対 策 事 務
農業推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林業被害調査並びに応急措置復旧対策に関すること。 2 被災農家の援護対策に関すること。 3 農業災害補償及び災害農家に対する融資に関すること。 4 被災地の病虫害防除に関すること。 5 種苗の確保に関すること。 6 被災地の家畜の防疫に関すること。 7 被災地の死亡獣畜の処理等に関すること。 8 家畜飼料の確保に関すること。 9 救農事業の選定及び実施に関すること。 10 被災者に対する自作農維持創設資金の特別措置に関すること。 11 救農土木事業の計画に関すること。

[土木・給水対策班]

課名	対 策 事 務
建設課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害復旧土木事業に関する事。 2 道路・河川・橋梁の巡視に関する事。 3 土木関係被害の調査に関する事。 4 道路・河川・橋梁被害の応急措置、復旧対策に関する事。 5 応急資材の調達・配分・保管に関する事。 6 障害物除去に関する事。 7 被災地の区画整理に関する事。 8 内水排除活動及び連絡調整に関する事。 9 内水排除に要する応急資器材の調達・配置・保管等に関する事。 10 被災地の住宅改修に関する事。 11 応急仮設住宅の建設に関する事。 12 被災地における建築制限に関する事。 13 その他災害地の施設に関する事。 14 災害時輸送の統括に関する事。 15 災害時の輸送に関する事。 16 町営バスの運行に関する事。 17 スクールバスの運行に関する事。 18 上下水道施設の災害応急対策に関する事。 19 被災地における飲料水の確保及び供給に関する事。 20 上水道施設の被害調査に関する事。 21 上水道施設の災害復旧に関する事。 22 下水道施設の被害調査に関する事。 23 下水道施設の災害復旧に関する事。

[文教対策班]

課名	対 策 事 務
教育委員会	1 文教施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 被災児童・生徒の応急教育に関すること。 3 教科書及び学用品の調達・支給に関すること。 4 被災児童・生徒の医療・防疫・給食等に関すること。 5 災害広報資料・災害写真等の収集に関すること。 6 災害時の児童生徒の避難誘導及び輸送に関すること。 7 各学校及び部内の連絡調整に関すること。 8 教育関係義援金品の受領に関すること。

[議会事務局 他]

課名	班名	対 策 事 務
議会事務局・ 出納室	協	<ul style="list-style-type: none"> 議会事務局、出納室は総務対策班の業務協力に関すること。
和風園・旭寿園 ・なごみ・ 社会福祉協議 会	力 班	<ul style="list-style-type: none"> 和風園、旭寿園は福祉避難所の開設及び運営に関すること なごみは福祉避難所の業務協力に関すること。 社会福祉協議会は、保健対策班の業務協力に関すること。

3 災害対策本部の設置基準、廃止の時期及び公表

(1) 設置

町長は、基本法第23条の2の規定により、次の各号に該当し、必要と認めたときは庁舎内に災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

地震等により庁舎が損壊し、本部を設置することができない場合は、代替施設として沼田町生涯学習総合センターを使用し、本部を設置する。また、必要に応じ同施設において合同災害対策本部を設置できるよう関係機関（警察・消防・自衛隊等）と調整を図るものとする。

また、災害の規模・状況に応じて、現地における本部を設置することができる。

ア 大規模な災害が発生する恐れがあり、その対策を要するとき。

イ 災害が発生し、その規模及び範囲から判断して特に対策を要するとき。

ウ 気象・地象及び水象について情報又は警報を受け、非常配備の必要があるとき。

(2) 廃止

町長は、予想された災害の危険が解除されたと認められたとき、又は災害発生後における応急措置が完了したと認められたときは本部を廃止する。

(3) 通知及び公表

町長（総務財政課）は災害対策本部を設置した時は、直ちにその旨を本部並びに防災会議

構成機関、空知総合振興局長、その他防災関係機関、町内報道機関及び住民に対して電話、文書、その他の方法で通知及び公表する。又廃止した場合の公表については設置の場合に準ずる。

4 標識

- (1) 本部を設置したときは、役場正面玄関に標示板(別図1)を提出するものとする。
- (2) 本部長・副本部長・本部員・各班長及びその他の本部の職員が、災害において非常活動に従事するときは、腕章(別図2)を帯用するものとする。
- (3) 災害時において、非常活動に使用する本部の自動車には標識(別図3)をつけるものとする。

5 本部員会議

本部員会議は、本部長・副本部長及び本部員で構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

(1) 本部員会議の協議事項

- ア 本部の配備体制の切り替え及び廃止に関する事。
- イ 災害情報・被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関する事。
- ウ 関係機関に対する応援の要請に関する事。
- エ その他災害対策に関する重要な事項。

(2) 本部員会議の開催

- ア 本部員は、それぞれ所管事務について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- イ 本部員は、必要により所要の職員を伴って会議に出席することができる。
- ウ 本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、総務対策班長にその旨申し出るものとする。

(3) 会議事項の周知

会議の決定事項のうち、本部長が職員に周知する必要があると認めたものについては、速やかにその徹底を図るものとする。

6 災害対策連絡員

町と深川地区消防組合沼田支署の間において、災害対策について密接な連絡体制を講じるため、本部に災害対策連絡員を設ける。

7 本部の配備体制

(1) 非常配備の基準

- ア 本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備等の体制をとるものとする。ただし、本部が設置されない場合であっても、非常配備等に関する基準により配備の体制を取ることがあるものとする。
- イ 非常配備等の種別・配備内容・配備時期等の基準は次のとおりとし、配備の決定は本部長が行う。

(2) 配備体制の基準及び内容（風水害等、震災共通）

名称	区分	配備基準	配備内容	任務	配備体制
警戒準備配備		1 町域に気象予警報（大雨・洪水・大雪等）の発表が予想されるとき。	総務財政課において、気象等に関する情報収集及び連絡活動を実施し、状況により警戒配備体制に移行できる体制をとる。	1 情報の収集 2 関係機関との連絡	総務財政課
警戒配備	第1号	1 気象業務法に基づく気象・地象及び水象に関する情報又は警報を受けたとき。 2 空知管内で概ね震度4の地震が発生したとき 3 その他特に本部長が必要と認めるとき。	情報連絡のため総務財政課が当たる。 情報連絡のため各課長等をもって当たるもので、状況によりさらに非常配備を円滑にできる体制とする。	1 情報の収集 2 関係機関との連絡	総務財政課 各課長等
非常配備	第2号	1 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 2 町内で概ね震度5以上の地震が発生したとき。 3 その他必要により本部長が非常配備を指令したとき。	災害応急対策に関係ある各班の所要人員をもって当たるもので、災害の発生とともにそのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。	1 災害対策本部の設置 2 情報の収集 3 関係機関との連絡 4 応急措置（救助活動・避難所設置等）の実施	災害対策本部（全職員）
非常配備	第3号	1 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき。 2 予想されない重大な災害が発生したとき。 3 その他本部長が必要と認めるとき。	災害対策本部の全員をもって応急措置に当たるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。	1 災害業務全般の実施	災害対策本部（全職員）

（備考） 災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合にあつては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

特別警報が発令された場合は、非常配備第3号体制をとることとする。

8 本部各班の配備要員

動員（招集）の方法は次のとおりとする。

(1) 動員

ア 総務財政課長は、本部長の非常配備等の決定に基づき本部員及び各班長に対し、本部の設置及び非常配備等の規模を通知するものとする。

- イ 上記の通知を受けた各班長は、配備要員に対し当該通知の内容を通知するものとする。
- ウ 各班長より通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につくものとする。
- エ 各班においては、あらかじめ班内の動員(招集)系統を確立しておくものとする。
- オ 本部が設置されない場合における職員の動員(招集)は、本計画の定めに基づいて行うものとする。

(2) 休日・夜間等の動員等

職員は、休日及び勤務時間外等に災害が発生した時、又は発生する恐れがある時は、テレビ、ラジオ等によりできる限り情報収集に努め、配備体制の基準に応じた配備につくものとする。また、初動時の対応を迅速、適切に行なえるように、連絡体制を整備する。

9 非常配備体制等の活動要領

(1) 本部の活動開始及び終了

ア 活動の開始

災害が発生する恐れがあり又は発生した場合、災害対策本部の設置基準(非常配備第2号)により本部が設置されたとき、本部はその一部又は全部が活動を開始する。

イ 活動の終了

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害発生後における応急措置が概ね完了したと認められるとき、本部の活動を終了し解散するものとする。

(2) 非常配備体制下等の活動

ア 警戒準備配備体制下の活動

警戒準備体制下における活動の要点は概ね次のとおりとする。

- ① 総務財政課は、気象台その他関係機関と連携をとり、気象情報の収受・伝達等を行う。
- ② 気象等の状況により警戒配備体制に移行できる体制をとる。

イ 警戒配備(第1号)体制下の活動

警戒配備(第1号)体制下における活動の要点は概ね次のとおりとする。

- ① 総務財政課は、気象台その他関係機関と連携をとり、気象及び河川の水位等の情報の収受・伝達等を行う。
- ② 各課長は、総務財政課からの情報又は連絡に即応し、情報に対する措置を検討するとともに、随時待機職員に必要な指示を行うものとする。
- ③ 警戒配備(第1号)につく職員の人数は、状況により各課長において増減するものとする。

ウ 非常配備(第2号)体制下の活動

非常配備(第2号)体制下における活動の要点は概ね次のとおりとする。

- ① 状況に応じ、町長は直ちに災害対策本部を設置する。
- ② 本部の機能を円滑ならしめるため、必要に応じて本部員会議及び対策班長会議を開催する。

- ③ 各対策班長は情報の収集伝達体制を強化する。
- ④ 総務対策第1班長は、関係対策班長及び防災会議構成機関と連携を密にして客観情勢を判断するとともに、その状況を本部長に報告するものとする。
- ⑤ 各対策班長は次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。
 - A 事態の重要性を班員に徹底させ、所要の人員を非常業務につかせること。
 - B 装備・物資・資器材等を点検し、必要に応じて被災現地に配置すること。
 - C 関係対策班及び災害対策に関係のある外部機関との連携を密にし、活動体制を整備すること。

エ 非常配備（第3号）体制下の活動

非常配備（第3号）体制が指令された後は、各対策班は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時本部長に報告するものとする。

(3) 本部連絡員、本部情報収集責任者

本部長は必要に応じ情報の収集及び連絡事項の伝達を円滑にするため、本部連絡員及び情報収集責任者を置くものとする。

ア 本部連絡員

本部長が必要と認めたときは本部連絡員を置く。

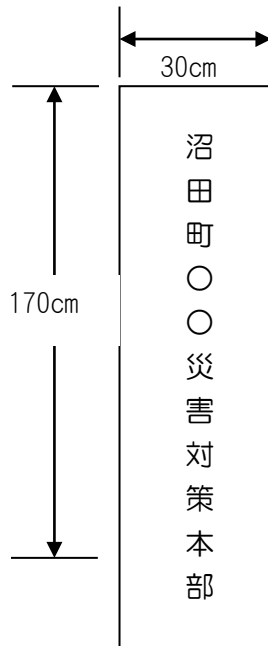
本部連絡員は、各対策班の災害に関する情報及び応急対策の状況を取りまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各対策班に伝達するものとする。

イ 本部情報収集責任者

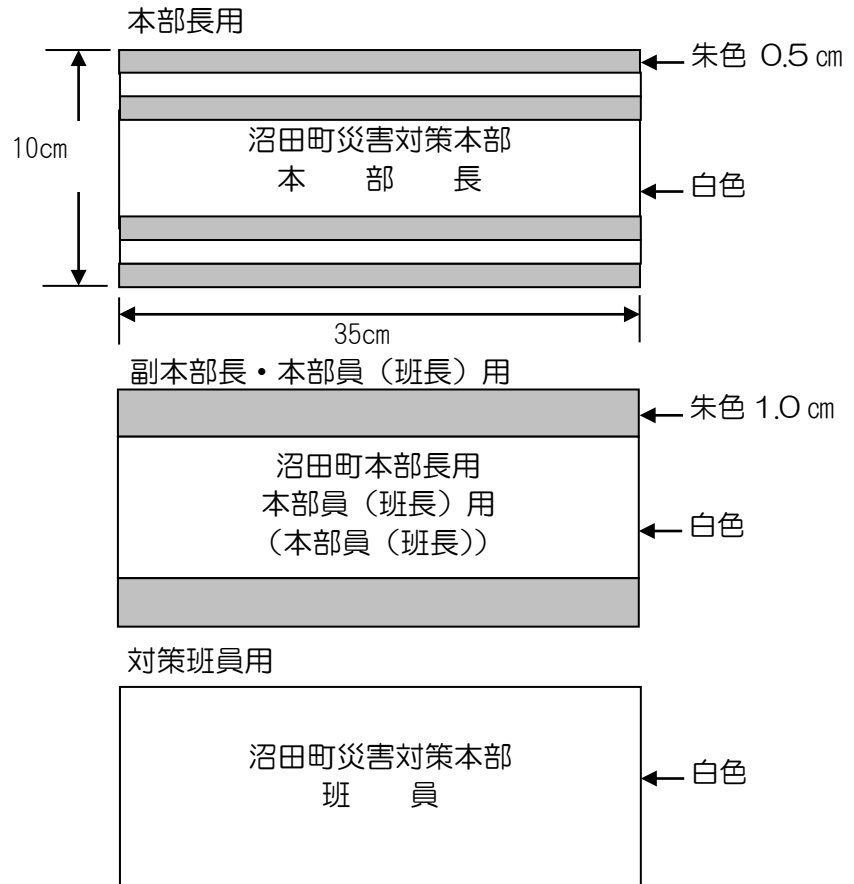
災害対策本部の設置と同時に、本部情報収集責任者を置く。

本部情報収集責任者は、総務対策班員のうちから総務対策班長が指名するものをもってあてる。本部情報収集責任者は、災害情報の収集及び本部からの連絡事項の伝達に当たるものとする。

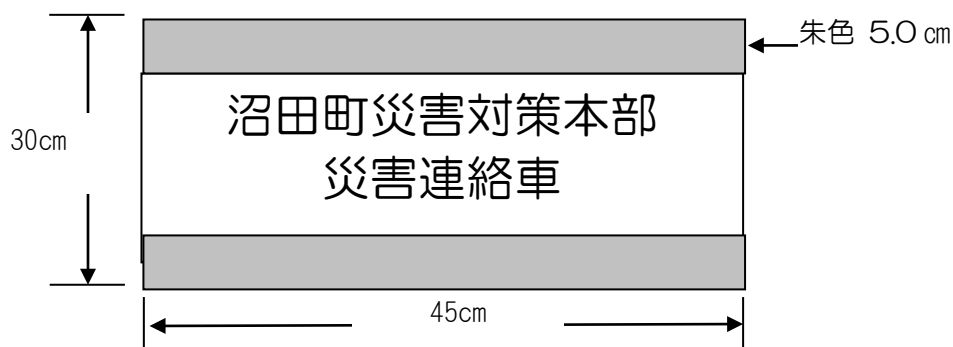
(別図 1) 標示板



(別図 2) 腕章



(別図 3) 標識



第3節 住民組織の協力

大規模な災害が発生し、防災関係機関の活動が制限されたときには、地域住民等が協力して被害の拡大を防ぐことが重要である。よって、住民個人並びに住民団体の協力のもと、次に掲げる事項について協力を要請することとする。

1 協力要請事項

各住民組織や団体に対して協力要請する事項は、概ね次のとおりである。

- (1) 災害時における住民の避難誘導、救出及び被災者の保護に関すること。
- (2) 緊急避難のための指定緊急避難場所と、被災者収容のための指定避難所の管理運営に関すること。
- (3) 災害情報の収集と本部への連絡に関すること。
- (4) 災害情報等の地域住民に対する広報に関すること。
- (5) 避難所内での炊き出し及び被災者の世話に関すること。
- (6) その他救助活動に必要な事項で、本部長が協力を求めた事項。

2 協力要請先

- ・沼田町自治振興協議会
- ・行政区長
- ・はあとふる沼田
- ・沼田町赤十字奉仕団
- ・沼田町商工女性部
- ・沼田町商工青年部
- ・北いぶき農業協同組合女性部沼田支部
- ・北いぶき農業協同組合青年部沼田支部

3 住民に対する伝達方法

災害情報等を住民に伝達する場合は、防災行政無線・メールぬまた・緊急エリアメール・広報車及び消防自動車等により周知徹底すると同時に、地区情報連絡員に行うものとする。

4 地区情報連絡員

気象警報・災害情報の収集伝達のため、各地区行政区長等をもって地区情報連絡員に充てる。

第4節 自主防災組織等の育成

地震等の災害発生時には、有線放送の途絶等により防災関係機関の連絡が困難になり、あるいは道路、橋梁の棄損による交通阻害、又は火災等の二次災害が同時発生し防災力が分散されるなど、防災機関が行う災害応急対策は多くの制約を受けることが予想される。

特に独居老人、身体障がい者等の安全確保、保護、又は避難誘導等の避難対策は、震災などの緊急性を考慮すると行政等だけでは対応が困難であり、地域住民の積極的な協力、援助が不可欠となる。このことを踏まえ、※高齢者等見守りサポート事業「はあとふる沼田」（以下 はあとふる沼田）との連携を図るとともに、「自分たちの地域は自分で守る」という自主的防災意識の高揚の機会として、また、地域住民との連帯による災害時の円滑な応急活動実施のため、町内会等の組織を生かした自主防災組織づくり、育成を推進する。

※高齢者等見守りサポート事業「はあとふる沼田」

平成22年6月より、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が地域から孤立しないよう、行政・民生委員・町内会等・関係機関（見守りネット協力団体）が連携してネットワークを構築し、ご近所の高齢者等の見守り活動を行う事業。高齢者の孤独死の防止や災害時の避難支援を円滑に行なえるよう活動を展開する。

1 組織の規模

自主防災組織の規模は、地域住民が災害時の応急活動、あるいは避難行動などを行う場合に相互連帯、相互協力が組織的かつ円滑に行われやすい区域を設定する必要があるため、住民の日常生活の繋がりが、平時の防災活動の実施、災害時の住民掌握あるいは避難行動を考慮し、町内会・行政区を一つの基礎的組織とする。

2 組織編成

自主防災組織の活動を効果的に行うためには、既存の町内会組織を基本とした組織が適当であり、その組織の中での役割分担を明確にすることが必要である。このため基本的な組織編成として情報班、初期消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班等の編成が考えられる。

なお組織の編成に当たっては、機動的な組織づくりを進める必要がある。

3 組織の活動

(1) 平時及び災害時の活動

平時の活動	災害時の活動
ア 防災知識の普及	ア 住民の被害状況等の把握と応急対応
イ 地域、家庭の安全点検	イ 町等防災関係機関への連絡、要請行動
ウ 老人世帯及び独居老人等の状況掌握	ウ 出火防止及び初期消火
エ 防災訓練の実施、町等が実施する防災訓練参加協力	エ 住民の避難誘導
オ 地域住民の防災思想の普及及び研修会等の実施	オ 要配慮者の避難支援
	カ 避難場所等での援護、協力

(2) 援護活動

独居老人、身体障がい者等を対象とした緊急通報システム導入による火災、急病等の平時緊急連絡体制は整備されているが、システム上の限界から震災などの大規模災害時には、有線途絶に伴い活用が不可能となる。

このため、町内の独居老人・身体障がい者等の保護、安全確認については、町及び「はあとふる沼田」又は自主防災組織等の活動、協力を基本として実施する必要がある。

ア 住民の安全確認と保護

イ 医療手配などの応急的対応

(3) 避難の実施

町長から避難勧告、避難指示（緊急）や避難行動に時間を要する要配慮者・支援者などに対する避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨、暴風、火災、崖崩れ、地滑り等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

特に、避難行動要支援者に対しては、町内会や自治会等地域住民の協力のもとに早期に避難させる。

(4) 避難所の運営

避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営することが求められていることから、自主防災組等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（Doはぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

4 推進方法

町内会等の代表者に対し自主防災組織の意義を強調するとともに、充分意見を交換し、地域の実情に応じた組織の育成を指導するものとする。

なお、一般的な自主防災の組織・活動内容等については、基準等を定め指導する。

また、自主防災組織の育成及び活動の促進を図るため、町は組織整備に要する経費及び防災用資器材等の整備に要する経費等に対する助成制度等の確立を促進していくものとする。